

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画（案）修正一覧

No.	頁	項目等	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	35	第2部 第1章 1-4	③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。そのため、国や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。	③ 区は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。そのため、国や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「J I H S」という。）、都の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。	適切な記述に修正
2	38	第2部 第1章 2-3	区は、特措法に基づき、政府対策本部及び都対策本部が設置された場合には、速やかに区対策本部を設置する。	区は、特措法に基づき、 <u>(削除)</u> 政府対策本部及び都対策本部が設置された場合には、速やかに区対策本部を設置する。	誤記による修正
3	41	第2部 第1章 3-2	区は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに区対策本部を設置する。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	区は、緊急事態宣言がなされた場合は、 <u>特措法</u> に基づき、直ちに区対策本部を設置する。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	記載追加
4	41	第2部 第1章 3-3-1	区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を廃止する。	区は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく区対策本部を <u>廃止または任意設置に移行</u> する。	適切な記述に修正
5	45	第2部 第2章 2-2-1	① 区は、国及びJ I H Sが行うリスク評価等を踏まえ、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。また、必要に応じて医療機関や杉並区医師会を通じ、医療提供体制について情報収集を行う。	① 区は、国及びJ I H Sが行うリスク評価等を踏まえ、 <u>医療提供体制</u> 、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。また、必要に応じて医療機関や杉並区医師会を通じ、医療提供体制について情報収集を行う。	記載追加
6	50	第2部 第3章 1-2	③ 都は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、J I H S、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。区はこれに協力する。 また、区は、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	③ 都は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、J I H S、 <u>(削除)</u> 、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。区はこれに協力する。 また、区は、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	適切な記述に修正

7	113	第2部 第8章 3-2-2-1	 		より適切な図に修正
8	132	第2部 第11章 1-5-2	① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から杉並区医師会や医療機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	① 区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用するほか、平時から杉並区医師会や医療機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	適切な記述に修正
9	135	第2部 第11章 1-8	⑥ 区は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有を行う。	⑥ 区は、東京都健康安全研究センター等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。	適切な記述に修正
10	137	第2部 第11章 2-1	⑧ 区は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。 (確認項目の例) (ア) 業務継続計画(BCP)の内容及び業務継続計画(BCP)に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務 (イ) 都道府県連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目 a 入院調整の方法 b 保健所体制 c 検査体制・方針 d 搬送・移送・救急体制 (ウ) 各業務(相談対応・検査等)の実施体制の構築手順(一元化や外部委託の手順を含む。)	⑧ 区は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認する。 (確認項目の例) (ア) 業務継続計画(BCP)の内容及び業務継続計画(BCP)に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務 (イ) 東京都感染症対策連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目 a 入院調整の方法 b 保健所体制 c 検査体制・方針 d 搬送・移送・救急体制 (ウ) 各業務(相談対応・検査等)の実施体制の構築手順(一元化や外部委託の手順を含む。)	適切な記述に修正
11	141	第2部 第11章 3-2	都及び区は、都予防計画及び区予防計画、区健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、医療機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。	都、区及び東京都健康安全研究センター等は、 <u>予防計画及び健康危機対処計画に基づき整備・整理した組織・業務体制や東京都感染症対策連携協議会等において確認した役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、一般市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、</u> 以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。	適切な記述に修正
12	141	第2部 第11章 3-2-2	① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、生活衛生課分室や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、都と連携して検査の実施範囲を判断する。	① 区は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、都や生活衛生課分室、 <u>検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。</u>	適切な記述に修正

13	146	第2部 第11章 3-3-2-1	③ 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、業務の一部を外部委託等し業務効率化を進める。	③ 区は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、 <u>都での業務の一元化、都又は区による業務の外部委託等による業務効率化を進める。</u>	適切な記述に修正
14	161	第2部 第13章 3-1-6	④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、区民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。	④ 区は、新型インフルエンザ等緊急事態において、 <u>国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置</u> その他適切な措置を講ずる。	適切な記述に修正
15	163	第2部 第13章 3-2-3	(省略) ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都、区市町村 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置	(省略) ② 水道事業者、水道用水供給事業者 <u>(削除)</u> である都、区市町村 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置	適切な記述に修正